

輸出令 別表第2の35の3の項

ロッテルダム条約付属書Ⅲ、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、労安法及び化審法関係

貨物名:

メーカー名:

品種及び等級:

(1/1)

該非判定用パラメータシート
様式 別2-35-3

CISTEC 2019.9.16

(令和元年9月16日施行政省令等対応)

* 該当する箇所の口の中に「レ」印あるいは「×」印を記入すること。

質 問 事 項	回 答 欄		
	いいえ	はい	記入欄
1)単体の水銀か？	☐ 2)へ	☐ 様式別 2-35-4へ	
2)水銀と他の物質との混合物(水銀の合金を含む)であって、水銀の濃度は95%以上か？	☐ 3)へ	☐ 様式別 2-35-4へ	濃度: %
3)輸出しようとする貨物に、様式別2-35-3項の物質リストの化学物質を含有しているか	☐ 非該当	☐ 11)記入後 4)へ	
4)様式別2-35-3項の物質リストの化学物質を含有量にかかわらず、意図的に混合しているか	☐ 5)へ	☐ 該当	
5)様式別2-35-3項の物質リストの5の化学物質の含有されていることが測定された場合又は確認された場合か	☐ 7)へ	☐ 6)へ	
6)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(平成30年9月3日 薬生発0903 第1号、20180829製局第2号、環保企発第1808319号)3-4(BAT値)を適用できるか	☐ 該当	☐ 非該当	
7)トリブチルスズ化合物が0.05%を超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合か	☐ 8)へ	☐ 該当	
8)様式別2-35-3項の物質リストの化学物質の1~3が0.1%以上含有されていることが測定された場合又は確認された場合か	☐ 9)へ	☐ 該当	
9)様式別2-35-3項の物質リストの化学物質の4が0.1%超含有されていることが測定された場合又は確認された場合か	☐ 10)へ	☐ 該当	
10)液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入り変圧器、紙コンデンサー、油入りコンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンデショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005%を超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超えるか	☐ 非該当	☐ 該当	
11)貨物中に含まれている下記化学物質名及び含有比率			
化学物質名		含有比率(%)	様式別2-35-3 の物質リスト No.
記入例:エンドスルファン		0.05	1(17)、5(29)

	回 答 欄	記入欄
最 終 判 定	輸出令別表第2の35の3の項に ☐ 非該当 ☐ 該当	

作成責任者:

会 社 名

所属・役職

(フリガナ)

氏 名

電 話

(作成年月日 年 月 日)

印

()